

千葉県難病相談事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、難病患者とその家族（以下「患者等」という。）の安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図るため、地域保健法（昭和22年9月5日法律第101号）第6条第11項及び難病特別対策推進事業実施要綱に基づく難病患者地域支援対策推進事業の一環として実施する千葉県難病相談事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、千葉県とする。

(事業内容)

第3条 事業内容は以下のとおりとする。

(1) 窓口・電話相談事業

患者等が抱える日常生活上の悩みや不安等の解消を図るため、相談、指導、助言等を行う。

(2) 訪問相談事業

療養上の問題や不安のある在宅の患者等に、保健師等を派遣し、個別の相談、指導、助言等を行う。

(3) 災害に備えた難病患者の療養支援事業

人工呼吸器等を使用している在宅の難病患者について、災害時の備えを確認し、支援体制を整備する。

(4) 医療相談事業

患者等の医療及び療養上の不安の解消を図るため、難病の専門医等による相談事業を実施する。

(実施方法)

第4条 事業の実施方法は以下のとおりとする。

(1) 窓口・電話相談事業

各区保健福祉センター健康課に来所する患者等から難病患者の療養状況を確認し、保健師等が情報提供や指導、助言など必要な支援を行うとともに、問題点や支援の内容等について整理し、今後の支援方針を検討する。

(2) 訪問相談事業

在宅の難病患者の療養状況等に応じて、保健師等が計画的に自宅等を訪問し、患者の主治医や関係機関との緊密な連携の下に、適切な指導、助言を行う。また、保健師等の資質の向上を図るため、研修等を行う。

(3) 災害に備えた難病患者の療養支援事業

保健師等の訪問により、災害時の備えや支援体制・安否確認の方法等について確認し、災害時に必要な支援が受けられるよう関係機関との連携を図るものとする。なお、対象者について個票や台帳等を整備し管理するものとする。

(4) 医療相談事業

難病に関する専門の医師、看護師、保健師等による個別の相談会や、講演会、患者及び家族の集い等の集団指導を実施する。

なお、事業の実施にあたっては、利用可能な広報媒体を通じて周知を図るとともに、患者等の利用し易さやプライバシーの保護に配慮した会場を設置し、関係機関等と連携しながら事業の円滑な推進に努めるものとする。

(事業の報告)

第5条 各保健福祉センター健康課長は、事業の実績を健康支援課長に報告するものとする。

(実施上の留意事項)

第6条 事業の実施にあたっては、対象者の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

2 事業が個人の人権、プライバシーに関わることから、関係書類の保管、対象者への連絡等に当たっては、その取扱に十分留意しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。